

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

会計室及び財政局（会計室・財政局以外の土木工事、建築工事等の請負契約に関する事務を除く。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区分	監査実施課公所名	
会計室	出納課、審査課	
財政局	総務課	
	財政部	財政課、資金課、財産管理課、資産経営課
	契約部	契約監理課、契約課
	税務部	税制課、税務システム推進課、市民税課、固定資産税課、収納対策課、収納管理・特別徴収事務センター
	栄市税事務所、本陣市税事務所、金山市税事務所	

第3 監査の着眼点

- 1 市民税・固定資産税の賦課・徴収事務は適正に行われているか
- 2 ふるさと寄附金（納税）制度の取組状況について
- 3 会計事務が適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和5年6月2日から令和6年3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和4年4月1日から令和5年9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 前渡金出納簿への登載について（支出事務）

名古屋市会計規則によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合の上、その都度前渡金出納簿に登載するとともに現在金との符合を確認することとされている。

前渡金出納簿への登載状況について調査したところ、金山市税事務所固定資産税課において、有料駐車場の利用等に係る前渡金の支払をその都度行っているにもかかわらず、前渡金出納簿への登載を後日まとめて行っていた。

名古屋市会計規則に基づき、前渡金出納簿への登載を適正に行われたい。

(金山市税事務所固定資産税課)

(2) 競争性のある契約の締結について（契約事務）

名古屋市契約規則によると、財産の買入れにあつては、予定価格が160万円を超えない場合には随意契約によることができるとされており、その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として2者以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。

税務総合情報システム用プリンタトナー等消耗品の購入契約について調査したところ、税務部税制課及び各市税事務所管理課において、予定価格が30万円を超える契約にもかかわらず、他の事業者から見積りを辞退されたとの理由で、1者からしか見積書を徴取していない事例が複数見受けられた。また、これらの事例では、全ての所属で見積年月日、契約年月日及び履行期限がいずれも同一であった。

税務部税制課及び各市税事務所管理課においては、競争性の観点から、2者

以上の者から見積書を徴取するよう徹底されたい。また、各所属で締結している契約について、経済性の観点から一つにまとめ、入札方式による契約とすることについても検討されたい。

(税務部税制課、栄市税事務所管理課、本陣市税事務所管理課、金山市税事務所管理課)

(3) 相続人調査事務について（行政運営事務）

地方税法（昭和25年法律第 226号）によると、相続があった場合には、その相続人は、被相続人が納付すべき地方団体の徴収金を納付しなければならないとされている。

本市においては、納税義務者が死亡した場合、相続人調査を実施し相続人代表者を定めた上、納税告知を行っている。

各市税事務所市民税課における相続人調査事務について調査したところ、各市税事務所において、相続放棄される可能性を勘案し、全ての相続人調査を行うことなく課税を保留する基準を独自に定めており、調査対象とする相続人の範囲が統一されていなかった。さらに、本陣市税事務所においては自ら定めた基準と異なる取扱いをしている事例も見受けられた。

また、所管課である税務部市民税課は、各市税事務所が独自の基準を定めていること及び当該基準に差異があることを認識していなかった。

市税事務所間で課税保留の基準が異なることは課税の公平性の観点から適切ではないため、税務部市民税課においては取扱基準の統一化を速やかに図られたい。

(税務部市民税課)

また、各市税事務所市民税課においては、統一された基準に従って相続人調査を実施されたい。

(栄市税事務所市民税課、本陣市税事務所市民税課、金山市税事務所市民税課)

(4) 事業所税の申告内容の誤りへの対応について（行政運営事務）

地方税法によると、事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から 2月以内（以下「申告期限」という。）に申告書を提出しなければならないとされ

ており、申告期限までに提出した申告書（以下「当初申告書」という。）の税額が過大であった場合には、更正の請求をすることができるとされている。

一方、指定都市等の長は、納税義務者から提出された申告書について、税額等に誤りがあることを把握した場合には、納税義務者からの請求の有無にかかわらず更正することとされている。

さらに、申告し納付した税額が過大であったことにより過誤納金が生じ、その過誤納金を還付する際には、過誤納金が生じた事由に応じて計算した還付加算金額を加算しなければならないとされている。

栄市税事務所法人課税課における、当初申告書の内容に誤りがあり税額が過大であった場合の対応について調査したところ、納税義務者に対して更正請求書の提出を求める、又は自ら更正する（以下「更正による対応」という。）のではなく、誤りを訂正した申告書（以下「訂正分申告書」という。）の提出を求め、訂正分申告書を当初申告書の提出があった日に提出があったものとして対応していた。

当初申告書の税額が過大であった場合の取扱いについて、税務部市民税課及び栄市税事務所法人課税課に確認したところ、訂正分申告書の提出に 2 月以上要する見込みの場合及び過大となった部分の還付の際に還付加算金が生じる見込みの場合には、地方税法に基づいて更正による対応をしているが、それ以外の場合には、地方税法に基づかない独自の取扱いである訂正分申告書の提出により対応しているとのことであった。

この取扱いは、上記のとおり見込みに基づいて判断されることから、訂正分申告書による対応とした場合であっても、結果的にその提出までに 2 月以上を要する場合や還付加算金が生じる場合もあり得る。

また、訂正分申告書の提出を受け、これを当初申告書として取り扱う場合には、更正による対応の場合と比較し、次図のとおり還付加算金額が過大となるおそれがある。実際に、今回確認できた事例においても、更正による対応をしていた場合には、還付加算金が生じなかったにもかかわらず、訂正分申告書により対応したために還付加算金が 1,200 円生じていた事例があった。

図 還付加算金額への影響



法令に基づかない独自の取扱いにより還付加算金の計算に影響が生じることは適切ではないため、税務部市民税課及び栄市税事務所法人課税課においては、当初申告書の内容に誤りがあった場合の対応について、法令に則った更正による対応となるよう改められたい。(税務部市民税課、栄市税事務所法人課税課)

(5) 給与支払報告書未提出義務者の調査について (行政運営事務)

地方税法によると、1月1日現在において給与の支払をする者で、当該給与の支払をする際に所得税を徴収する義務があるものは、1月31日までに給与支払報告書を市長に提出しなければならないとされている。

また、個人の市民税・県民税事務取扱要綱によると、給与支払報告書提出義務者のうち1月31日までに給与支払報告書の提出のないもの(以下「給報未提出義務者」という。)に対しては、調査を行うこととしている。調査方法については、給報未提出義務者に対して催告状を発送し、なお給与支払報告書の提出のない場合は、給報未提出義務者調査カード(以下「義務者調査カード」という。)を作成した後、電話及び文書による催促等を行うこととされている。なお、調査を実施するにあたり、前年度の調査状況など調査に必要な事項を義務者調査カードに記載し、調査を行った場合は、その都度調査年月日及び調査事項を記載することとされている。

収納管理・特別徴収事務センターにおける給報未提出義務者調査の実施状況について調査したところ、電話番号が不明な給報未提出義務者以外に対しては、電話及び文書による催促を実施しているとのことであったが、電話による催促を実施した結果を義務者調査カードに記載していない事例が散見された。

義務者調査カードは翌年度の調査にも活用されるものであることから、電話による催促を含めた調査の結果を適切に記載されたい。

(税務部収納管理・特別徴収事務センター)

(6) 課税標準の特例の適用事務について（行政運営事務）

地方税法によると、家屋に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準は原則として当該家屋の価格であるが、国の社会的及び経済的施策等の見地から税の負担軽減を図るため課税標準の特例措置が設けられており、信用協同組合等が所有し、かつ、使用する事務所に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、課税標準となるべき価格の 5分の 3の額とされている。なお、税額は課税標準額に税率を乗じて算出される。

本市における課税標準の特例の適用事務の取扱いについては「課税標準の特例について」に定められており、信用協同組合等の事務所を含めるものとして、事務室、金庫室等が例示されている。一方、事務所を含めないものとして、貸金庫室のほか、事務所を含めない部分の従たる室として専ら使用される部分等が例示されている。

課税標準の特例の適用事務について調査したところ、栄市税事務所固定資産税課において、信用協同組合等が所有し、かつ、使用する事務所に対する特例の適用にあたり、全自動貸金庫は適用対象外としていたものの、全自動貸金庫の操作室を誤って適用対象としていた事例が見受けられた。これにより、課税標準額に誤りが生じ、税額についても本来徴収すべき金額と比較して 5,600円少なくなっていた。

栄市税事務所固定資産税課においては、納税義務者に正しい税額を通知し不足分を徴収するとともに、課税標準の特例の適用にあたっては、実地調査や図面等により特例用途に合致した使用状況であるかを十分に精査されたい。

(栄市税事務所固定資産税課)

(7) 交付要求に係る財産上の権利者の確認について（行政運営事務）

地方税法及び国税徴収法（昭和34年法律第 147号）によると、滞納者の財産につき滞納処分や強制執行、担保権の実行としての競売等（以下「強制換価手続」という。）が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、強制換価手続の執行機関に対し交付要求をしなければならないとされている。また、交付要求を行った場合には、その旨を滞納者に通知しなければならないとされている。また、交付要求に係る財産上の抵当権等の権利者に対しても通知しなければならないとされている。

交付要求に係る事務について調査したところ、金山市税事務所徴収課において令和 4年 2月及び 4月に行った交付要求で、財産上の権利者の把握に漏れがあったことにより、一部の権利者に対して交付要求を行った旨を通知していない事例が見受けられた。

金山市税事務所徴収課に確認したところ、権利者の確認を令和 3年 6月に取得した不動産登記簿により行ったが、同年 8月に権利者が新たに増えていたことにより把握が漏れたとのことであった。

交付要求通知書の誤送付や送付漏れのリスクを低減させるため、不動産登記簿の取得から交付要求を行うまでに一定期間が経過している場合には、最新の不動産登記簿を取得し、改めて権利者の確認を行うよう徹底されたい。

（金山市税事務所徴収課）

第6 意見

1 市税の適正な賦課・徴収事務の執行について

市税収入の安定的な確保に向け、税務事務が円滑に執行されるためには、市民の理解と信頼が不可欠であり、適正かつ公平な事務処理を行うことが必要である。

財政局では、全庁的な内部統制の取組に加え、各市税事務所等において、適正な事務の執行に向けた点検を行うなど内部監察を実施し、事務処理誤りの防止に取り組んでいる。事務処理誤りの発生件数については、令和4年度は新たな税務総合情報システムが令和4年1月に稼働した影響もあり大きく増加したものの、令和5年度は新システム関連の件数の減少もあり、全体としては減少しているが、依然として誤送付や誤交付等の事案が発生している。また、今回の監査でも課税標準の特例の適用誤りや交付要求の手続における情報漏えいにつながりかねない事案が見受けられた。

このことから、再発防止策等のリスク対応策が適切な内容となっているか、また形骸化していないかの定期的な確認や見直しを行うなど、引き続き改善に向けた取組を進められたい。なお、その際には、納税者間の公平性を確保する観点から、常に市税事務所間で取扱いが統一されているかについても十分留意されたい。

また、将来にわたって質の高い税務事務を執行するためには、人材育成が重要である。本市では、平成22年度に各区役所で行っていた税務事務を集約化し市税事務所を設置した。これにより、税務事務の専門知識の向上等の効果が得られた一方で、戸籍や住民登録など区役所業務の経験を有する職員が減少しつつあることから、市税の賦課・徴収事務にも必要若しくは有用となるこれらの業務の知識が十分に継承されていくかが懸念される場所である。こうした懸念を払しょくするために、各局・区との相互交流を活性化し、区役所業務に関する知識を習得する機会の拡大などに取り組み、税の専門知識だけでなく税以外の幅広い知識を有し接遇やコミュニケーション能力も兼ね備えた税務職員を育成されたい。

財政局にあっては、上記の点に留意しつつ、本庁、各市税事務所等が一丸となって、引き続き市民の理解と信頼を得られる税務事務の推進に努め、歳入の根幹である市税収入の安定的な確保を図られるよう強く期待する。

2 ふるさと納税について

本市のふるさと寄附金（納税）（以下「ふるさと納税」という。）について、過去 5年間の推移は次表のとおりであり、市民がふるさと納税を行ったことに伴う寄附金税額控除による個人市民税減収額（以下「市民税減収額」という。）は年々増加している。

こうした状況の中、令和元年 6月から、地方税法改正に伴い返礼品の調達に要する費用を寄附金額の 3割以下とすること等の基準が設けられ、返礼品が法律上位置づけられた。これを契機に本市では、市内事業者の支援や市外在住者からの寄附金増加等を目的として、令和 3年10月から地場産品を活用した返礼品の提供を開始した。さらに令和 4年度には、返礼品の種類や寄附手続に利用するポータルサイト数の増加、PRイベントの開催など寄附金募集の取組を進めた。その結果、令和 2年度まで数億円で推移してきた本市への寄附金額は、令和 4年度には 63億円と大幅に増加している。

しかしながら、依然として市民税減収額が寄附金額を大きく上回る状況となっているため、寄附金確保に向けた取組をより進めていくことが求められる。そのためには、返礼品や寄附メニューを充実させることが重要であると考えられることから、財政局においては、他都市における先進事例や優良事例を参考に更なる検討を行うとともに、他局との調整・連携もより一層強化し、更なる寄附金の募集に努められたい。

表 寄附金額及び市民税減収額の推移等

	平成30年度	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
寄附金額	4億円	3億円	7億円	22億円	63億円
市民税減収額	61億円	81億円	88億円	109億円	135億円
差額	△57億円	△78億円	△81億円	△87億円	△72億円

（注）単位未満四捨五入